

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

改正航空法

改正航空法が今月5日に施行。ドローン等の無人航空機の機体認証制度や操縦者技能証明制度などが創設され、市街地など有人地帯上空における目視外飛行が可能に。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

12/ 5(月) 仏滅
6(火) 大安 サッカーW杯(クロアチア戦)
7(水) 赤口 大雪
8(木) 先勝
9(金) 友引 皇后雅子さま59歳の誕生日
10(土) 先負 世界人権デー、臨時国会会期末
11(日) 仏滅

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/28(月)	28,163 ▼120	138.30 △0.48
29(火)	28,028 ▼135	138.27 △0.03
30(水)	27,969 ▼59	138.52 ▼0.25
12/ 1(木)	28,226 △257	136.52 △2.00
2(金)	27,778 ▼448	134.64 △1.88

退職金に関する所得税の取扱い

退職時に会社から支払いを受けた退職手当等については、退職所得控除や1/2課税、分離課税といった所得税の取扱いが優遇されています。

◆退職所得金額の計算方法

退職手当等の支払いを受けた場合に退職所得として課税される金額は、【(退職手当等－退職所得控除額)×1/2】となり、これに税率を乗じて所得税額を計算します(原則、他の所得と分離して課税)。

退職手当等から差し引く「退職所得控除額」は、勤続年数に応じた額となり、勤続年数20年までは1年につき40万円、20年超の部分は1年につき70万円です。例えば、勤続年数30年の場合、退職所得控除額は1500万円となり、退職手当等から1500万円を差し引いた額の1/2が退職所得となります。

ただし、役員等として勤務した期間が5年以下の方に対する退職手当等については1/2課税が適用されないため、退職手当等から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得となります。

◆退職手当等とみなされるものは

また、本年から役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である方に対する退職手当等については、退職手当等から退職所得控除額を差し引いた額が300万円を超える場合、その超える部分は1/2課税が適用されないことになりました。

なお、会社から支払われる退職手当等以外にも、小規模企業共済による共済金(準共済金)を一括で受け取る場合や、iDeCo(個人型確定拠出年金)を一時金で受取る場合なども退職所得として扱われ、加入期間に応じた退職所得控除額を差し引いた額の1/2が課税対象となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201547

帳簿の提出がない場合等の加算税加重措置

令和4年度税制改正により、申告所得税、法人税・地方法人税、消費税の税務調査において「売上げに関する調査に必要な帳簿」の提示等を求められた際、①帳簿の提示等をしない、②帳簿への売上金額の記載等が本来記載等をすべき金額の1/2未満、③帳簿への売上金額の記載等が本来記載等をすべき金額の2/3未満、のいずれかに該当する場合は、申告漏れ等に対して課される通常の過少申告加算税・無申告加算税の割合が加重(①・②は10%、③は5%)されることになりました。

この措置は、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する申告所得税、法人税・地方法人税、消費税について適用されます。

賃金のデジタル払いに関する改正省令

賃金の支払方法は労働基準法により、現金のほか、労働者の同意を得た場合に銀行口座への振込み等によることができることとされています。

厚労省は、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、賃金の支払方法に係る新たな選択肢として、労働者の同意を得た場合に厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への賃金支払(いわゆる賃金のデジタル払い)を可能とする労働基準法施行規則の改正省令を公布し、令和5年4月1日から施行します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

退職手当等を受けた場合の所得税の取扱い

退職手当等は、長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払られるものであることなどから、税負担が軽くなるよう取扱いが優遇されています。

◆課税退職所得金額の計算方法

退職所得の金額は、原則として、退職手当等の収入金額から勤務年数に応じた退職所得控除額を差し引いた残額に1/2を乗じた金額となります。

ただし、特定役員退職手当等（役員等として勤務した期間が5年以下である者が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの）に該当する場合は、平成25年分以後、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得金額となり、1/2課税の適用はありません。

また、短期退職手当等（短期勤続年数※に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの）に該当する場合は、令和4年分以後、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分について、1/2課税の適用は受けられないこととされました。

※短期勤続年数とは、役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、勤務年数については役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めます。

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
特定役員退職手当等	収入金額 - 退職所得控除額
短期退職手当等	【収入金額 - 退職所得控除額が300万円以下の場合】 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
	【収入金額 - 退職所得控除額が300万円を超える場合】 150万円 + {収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)}

◆退職所得控除額の計算方法

退職所得控除額は、次のように計算します。なお、前年以前に退職手当等の支払いを受けている場合や、同一年中に2か所以上から支払いを受ける場合などは、計算が異なることがあります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 ※80万円に満たない場合は80万円
20年超の場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げて計算します。

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記により計算した金額に100万円を加算した金額となります。

◆税額の計算方法

退職所得は、原則として他の所得と分離して所得税額を計算し、退職所得金額に応じた所得税及び復興特別所得税の額を求めます。

なお、退職手当等の支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合は、退職手当等の支払者が所得税額等を計算し源泉徴収するため、原則として確定申告は必要はありません。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は、退職手当等の支払金額から20.42%の所得税等が源泉徴収されますので、確定申告を行い所得税等を精算します。

課税退職所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A × B - C) × 102.1%
195万円以下	5%	0円	(A × 5%) × 102.1%
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	(A × 10% - 97,500円) × 102.1%
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	(A × 20% - 427,500円) × 102.1%
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	(A × 23% - 636,000円) × 102.1%
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	(A × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円	(A × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	(A × 45% - 4,796,000円) × 102.1%